

公益社団法人計測自動制御学会
部門協議会規程

制定・改正・廃止等履歴

年月日	制改廃	版	機関	事由
2010年2月24日	制定	v1.0	旧法人理事会	公益社団法人移行認定申請に伴い制定

(設置)

第1条 公益社団法人計測自動制御学会（以下、「本会」という。）定款第39条第3項及び部門規程第2条第2項により、部門協議会（以下、「協議会」という。）を置く。

(目的)

第2条 協議会は、部門の活動が自由闊達にできる環境を作り、それらの指導・育成を図ることを目的とし、次の事項を行う。

- (1) 部門間活動の調整
 - (2) 各種事業の企画・立案の支援
 - (3) 部門横断活動の支援
 - (4) 支部との連携による各種事業の支援
- 2 前項第2号及び第3号を推進するために、協議会の下に部門連携活性化委員会（以下、「部活委」という。）を置く。
- 3 部活委の運営に関しては、別に定める。

(任務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項を任務とする。

- (1) 学会より付与される部門協議会予算の部門への配布
- (2) 部門活動状況の報告の承認及び理事会への報告
- (3) 部門の設置改廃、運営に関し必要とする事項の審議及び理事会への提言

(構成)

第4条 協議会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 理事会の選出した担当理事
 - (2) 理事会の選出した委員若干名
 - (3) 全部門長
 - (4) 部活委委員長
- 2 前項各号の委員は、会長が委嘱する。
- 3 委員の任期は1年とするが、原則として2期を超えて重任はできない。

(議長、副議長、幹事)

第5条 協議会に議長、副議長及び幹事を置く。

- 2 議長及び副議長は、理事会の選出した担当理事を会長が委嘱する。
- 3 幹事は、議長が委員の中から選び委嘱する。

(職務)

第6条 議長は、協議会を召集しその議長となる。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるときは議長の職務を代行する。
- 3 幹事は、議長、副議長を補佐し、協議会の運営を分担する。
- 4 協議会の運営に関しては、この規程によるもののほか、協議会において別に定める。

(予算・会計)

第6条 協議会の予算及び会計については、別に定める。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、学会事務局が担当する。

(改廃)

第8条 本規程の改廃は、理事会の議を経るものとする。

附 則

- 1 本規程は、2010年(平成22年)2月24日に特例民法法人(社団法人)計測自動制御学会の理事会で制定されるが、公益社団法人計測自動制御学会の登記設立をもって施行される。